

箱田苑予防短期入所生活介護事業所運営規程

社会福祉法人 敬 羨 会

箱田苑予防短期入所生活介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人敬羨会が開設する箱田苑短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）は、居宅において要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適切な短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の短期入所生活介護従業者は、要支援者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 箱田苑短期入所生活介護事業所
- (2) 所在地 府中市木野山町箱田奥甲1538番地
(特別養護老人ホーム箱田苑に併設)

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管 理 者 1名（特養と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 2名（特養と兼務）
- (3) 看 護 職 員 3名（特養と兼務）
- (4) 介 護 職 員 21名（特養と兼務）
- (5) 機能訓練指導員 3名（看護職員が兼務）
- (6) 栄 養 士 2名（特養と兼務）
- (7) 事 務 員 1名（特養と兼務）

(指定介護予防短期入所生活介護の利用定員)

第5条 指定短期入所生活介護の利用定員は、16人とする。（介護給付サービス定員を含む）

(指定介護予防短期入所生活介護の内容)

第6条 指定短期入所生活介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 送迎
- (2) 日常生活の世話
- (3) 機能訓練

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとする。（別紙1 ご利用料金表）

2 通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して送迎を行う場合は、路程1キロメートル当たり20円を実費として徴収する。

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 事業所の通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

府中市全域、福山市新市町・神石郡神石高原町とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第9条 利用者は、サービス利用に当たって、次の事項に留意するものとする。

（1）利用者は、たばこの喫煙については、決められた場所で喫煙することとする。

（2）機器類の使用については、職員の指示又は操作によるものとする。

（緊急時等における対応方法）

第10条 短期入所生活介護従業者は、短期入所生活介護を実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、事業所「緊急マニュアル」を参考に速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（非常災害対策）

第11条 事業所は、消防計画等の防災計画に基づき、年2回以上、避難・救出訓練を行う。

（苦情の解決）

第12条 事業所は、事業に対する苦情に適切に対処するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を定めるものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第13条 事業所は、短期入所生活介護従業者の資質向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

（1）採用時研修 採用後6ヶ月以内

（2）継続研修 年1回

（3）その他の研修

2 従業者は、正当な理由がなく、その職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことなく保持する。

3 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ず身体拘束を行う場合がある。

4 事業所は、前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し（記録1. 2）、家族の確認同

意を得るものとする。

- 5 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、社会福祉法人敬羨会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、2006年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、2012年 4月 1日から施行する。

別紙1

<サービスご利用料金表>

1. 介護保険基準サービス

ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と食事に係る標準自己負担額の合計金額をお支払い下さい。

（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要支援 1 4,990 円	要支援 2 6,140 円
2. うち、介護保険から給付される金額	4,491 円	5,526 円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	499 円	614 円
4. 居室に係る標準自己負担額	1日 320 円	
5. 食事に係る標準自己負担額	1日 1,380 円（朝 240 円 昼 620 円 夕 520 円）	
6. 自己負担額合計（3＋4＋5）	2,199 円	2,317 円

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

☆食事については、1食あたりの計算となります。

2. 1以外のサービス

ご利用サービス	ご利用料金
理美容サービス	1回当たり 1,700 円
複写物	1枚当たり 10 円

3. 主なレクリエーション行事等

	行事とその内容【例】	備考
1月	1日—お正月（おせち料理をいただき、新年をお祝いします。…） …	
2月	3日—節分（施設内で豆まきを行います。）	
3月	3日—ひなまつり（おひなさま飾りをつくり、飾り付けを行います。）	
4月	上旬—お花見（施設の庭に桜の木がたくさんあります。その桜の下でお花見をします。）	

4. クラブ活動

書道、工作等（個人用の物につき材料代をいただきます。）

5. ご利用料金のお支払い方法

料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求いたしますので、翌月20日までに次のいずれかの方法でお支払いください。

（1か月に満たない期間のサービスに関するご利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額といたします。）

- | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>ア. 窓口での現金支払い
イ. 次の口座への振込み
福山市農業協同組合 北支店 普通預金
ウ. 金融機関口座からの自動引き落とし
ご利用いただける金融機関：福山市農業協同組合・本店、各支店
郵便局・両備信用組合</p> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|